

序 章

笠間市都市計画 マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランとは	3
2. 笠間市都市計画マスタープランの策定の経緯と改定の趣旨	4
3. 計画の目標年次	4
4. 計画の構成	5



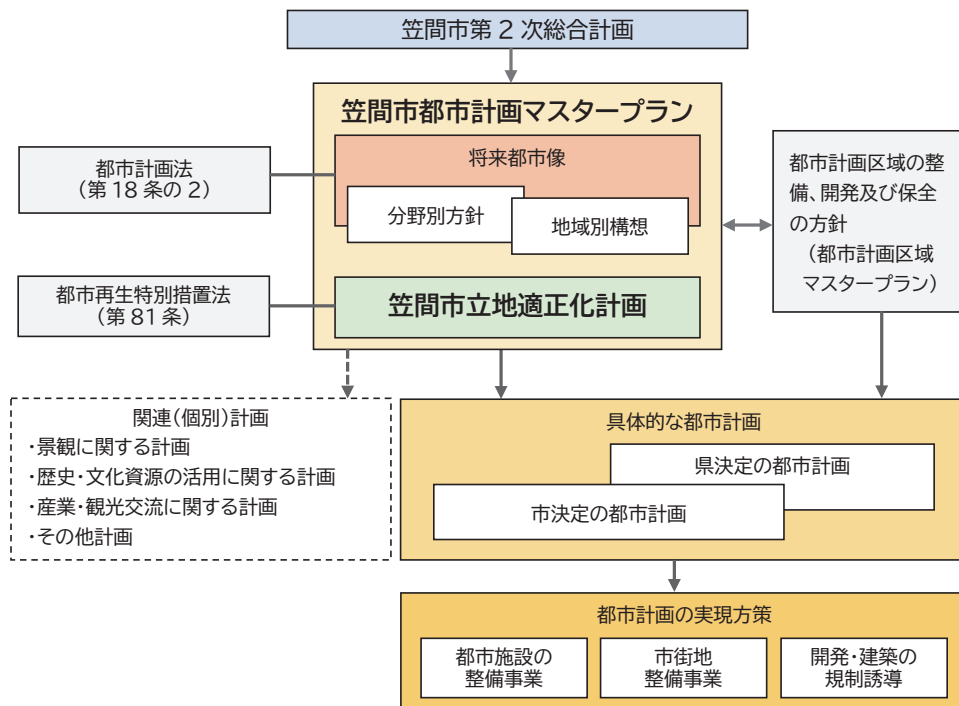
序章 笠間市都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置づけられる計画で、おおむね20年後を目標として都市の現状や課題を考慮しつつ将来像を描き、その実現のために必要となる「都市計画に関する基本的な方針」を策定するものです。

策定にあたっては、市総合計画、都市計画区域マスタープランなどの上位計画に即しつつ、土地利用や道路、公園、下水道等の都市基盤施設、景観等の方針を定めます。

〈位置づけ〉



2. 笠間市都市計画マスタープランの策定の経緯と改定の趣旨

(1) 策定の経緯

本市では、平成18年(2006年)の合併に係る新市建設計画を受けて、新たに策定した笠間市総合計画をもとに、合併前の各市町の都市計画マスタープランを考慮しながら、茨城県における都市計画区域マスタープランとの整合を図って、笠間市都市計画マスタープランを平成21年(2009年)3月に策定し、都市計画・まちづくりの指針として運用してきました。

(2) 改定の趣旨

新市のプラン策定から10余年が経過し、この間、人口減少と少子高齢化の傾向が続く中、国においては、平成26年(2014年)の都市再生特別措置法の改正により、人口減少・少子高齢化に対応する「コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり」を進めるための立地適正化計画制度が創設されました。

また、平成23年(2011年)の東日本大震災、平成27年(2015年)の関東・東北豪雨による水災害など、大規模な災害が頻発し、被害の未然防止・軽減を図るまちづくりが強く求められるようになりました。

本市では、社会経済情勢の変化、行政需要の変化を受けて、平成29年(2017年)に笠間市第2次総合計画(将来ビジョン)を策定するとともに、令和2年(2020年)には笠間市立地適正化計画を策定しました。

これらの都市を取り巻く状況の変化に対応し、上位・関連計画と整合した都市計画・まちづくりの指針となるよう、「笠間市都市計画マスタープラン」の改定を行います。

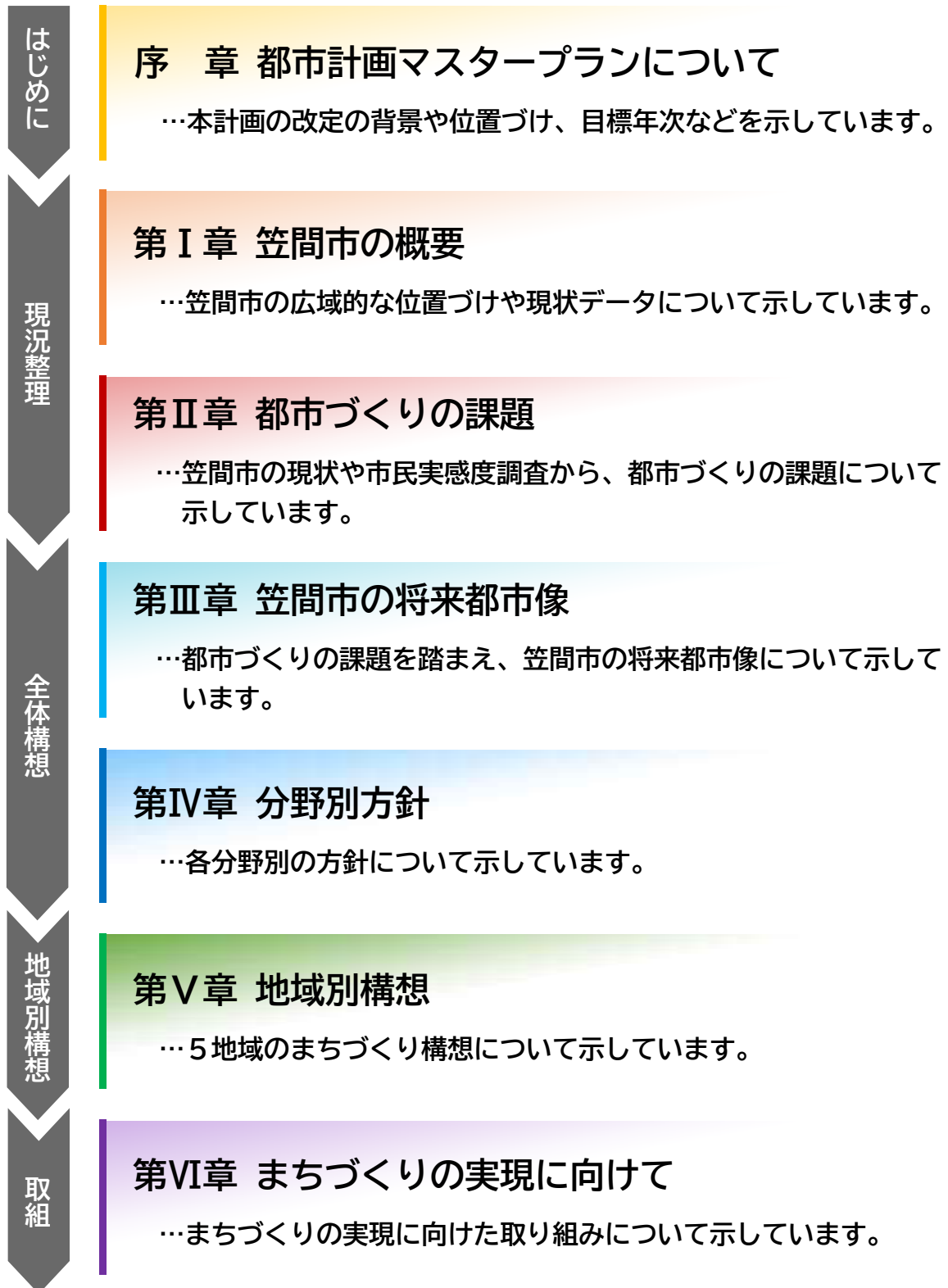
3. 計画の目標年次

現行のプランは、平成21年(2009年)の策定から20年後の令和10年(2028年)を目標年次に設定し、本市の都市計画の指針として運用してきましたが、今回の改定にあたっては、都市づくり制度変革など近年の状況の変化に応じて、現行プランの都市づくりの方針を見直すことから、目標年次は変更せず、基準年次を令和3年(2021年)として、計画期間を次のとおりとします。



4. 計画の構成

本計画は、大きく2つの構想(全体構想と地域別構想)と、まちづくりの実現に向けた取り組みから構成されます。



序章

第Ⅰ章

第Ⅱ章

第Ⅲ章

第Ⅳ章

第Ⅴ章

第Ⅵ章

資料編